

佐藤安紘◎弁護士・NY州弁護士

## 元役員による元職場の社内情報の取得が 営業秘密侵害にも不法行為にもならないと判断された事例

[東京地方裁判所 令和7年11月14日判決 令和5年(ワ)第12771号・令和6年(ワ)第70610号]

### 1. 事件の概要

本件（反訴事件）は、反訴原告が反訴被告による反訴原告の社内情報の取得や使用が不正競争防止法（以下、不競法）2条1項8号所定の不正競争行為および民法709条・715条に基づく不法行為に該当するとして、損害賠償を請求した事案です。

本判決は、反訴被告が反訴原告の社内情報の一部を取得した可能性は認めつつも、その情報が社内で秘密として管理されていたとはいえないとして、不競法2条6項所定の「営業秘密」には該当しないと判断したうえで、本件事情の下では、営業秘密侵害も不法行為も成立しないとしました。

就業規則等で形式的に秘密保持義務を定めているだけでは足りず、実際に秘密として管理されているといえる社内体制が整備されていないければ不競法による保護は受けられないこと、またそのような情報の取得については特別な事情がない限り、民法上の不法行為も認められないことを示した点で、企業の情報管理実務の参考になります。

なお、本件には本訴事件と反訴事件がありますが、反訴事件のほうを取り上げます。

### 2. 前提事実

#### (1) 当事者等

①反訴原告は、反訴原告の元取締役であるAiと反訴原告の現代表者であるBiが、平成21年10月7日に設立した海上貨物運送事業等を目的とする株式会社である。

②Aiは令和3年8月20日、反訴原告の取締役を辞任した。Aiは同月26日、陸海空複合運送業等を目的とする株式会社である反訴被告を設立し、同社の代表取締役就任した。

③反訴原告および反訴被告は、いずれも主に日本と韓国間の貨物の輸出入について、日本側で、実際の輸出者と輸入者の間で貨物の輸出入に関する業務を代行する代理人（以下、フォワーダー）業務を業としている。

④株式会社DONGSHIN SEA&AIR（以下、ドンシン社）は、韓国側のフォワーダー業務を業とする株式会社であり、反訴原告および反訴被告と取引をしている。

#### (2) 反訴原告が主張する営業秘密

反訴原告が不正に取得されたと主張する営業秘密は、次の2種類である。

①反訴原告がドンシン社に対して支払う外注費等の営業戦略および事業運

営に関する情報（以下、本件情報1）。

②反訴原告の国内輸入業者に対する基本報酬単価等の営業戦略および事業運営に関する情報（以下、本件情報2。本件情報1と併せて「本件各情報」という）。

(3) 反訴原告における情報管理体制  
反訴原告における本件各情報の管理体制は、以下のとおりである。

①反訴原告は就業規則において、職務上知り得た機密事項（個人情報を含む）は他に漏らしてはならないことを定めていた。

②反訴原告の業務システム（以下、本件システム）は、原則として反訴原告の社内ネットワークからしかログインすることができず、外部からログインするためには反訴原告の経営支援チームから個別にVPN設定を受け必要があった。もっとも、反訴原告は反訴原告の従業員のうちトラックの運転手等以外の約8割の従業員に対し、本件システムのIDとパスワードを付与していた。

③反訴原告は本件情報1に関し、ドンシン社に対してパートナーフィー（以下、本件パートナーフィー）を支払っていたところ、反訴原告の従

業員であるCiは、本件システムの記録に基づき本件パートナーフィーの支払額を算定し、反訴原告の他の従業員等とメールで共有していた。その際、本件パートナーフィーに係る情報が機密情報である旨の表示はされていなかった。

④反訴原告は本件情報2に関し、国内輸入業者に対する報酬を本件システムに入力していたところ、その具体的な請求額は取引の出庫日等の情報とは区別されておらず、かつ、本件システムにログインした従業員であれば閲覧可能であった。

(4) 反訴被告とドンシン社の取引

①Aiは令和3年9月上旬ごろ、Aiが反訴原告を退社したことを知ったドンシン社の代表者であるEiから、取引打診の連絡を受けた。

②反訴被告とドンシン社は令和3年9月23日、同年10月1日以降取引を開始することにした。

(5) 反訴被告による情報の取得

Aiらは令和3年9月21日ごろ以降、反訴原告のCiを含む反訴原告の従業員に依頼や照会をかけるなどして、以下の情報提供を受けた。

①反訴原告の顧客である国内輸入業者の船荷証券の番号や取引日等が記載されたリスト。

②ドンシン社に対するパートナーフィーの精算方法。

③反訴被告のドンシン社の案件について、本件パートナーフィーの処理と同様の処理方法でパートナーフィーを入力し、その内容を確認した結果。

④反訴原告が本件パートナーフィーを免除されるケース。

⑤中国からの輸入案件に対する輸入業者への報酬請求額やパートナーフィー額についての反訴原告の取り扱い。

⑥千葉港に関する輸入業者への報酬請求額やパートナーフィー額についての反訴原告の取り扱い。

### 3. 争点

本訴事件を含め争点は多岐にわたりますが、本稿では以下を取り上げます。

①本件各情報の営業秘密該当性

②本件各情報の取得の不法行為該当性

### 4. 裁判所の判断

(1) 本件情報1の営業秘密該当性

「本件パートナーフィー一覧は右肩に『2023.2.14UPDATE』と記載されており、令和5年2月14日時点で存在していたことは認められるものの、令和3年時点においても存在していた」とはいえないし、反訴原告が「サーバー内のフォルダに閲覧権限を付与していたこと及び社外秘との名称が付されたフォルダが存在していたことを認めるに足りる証拠もない」。

「かえって、……本件パートナーフィーは、Ciにより毎月集計され、反訴原告の営業チームの従業員等に共有されており、共有する際のメールや支払に係る業務稟議書に営業秘密である旨の表示がされていなかったこと、本件パートナーフィーの月ごとの算定は、Ciが本件システムの情報を前提として算定しているところ、……本件システムには、反訴原告従業員のうち現業社員以外の約8割の従業員がアクセス可能であったことが認められる。

さらに、本件システム内において本

件パートナーフィーに関する情報が他の情報と区別して営業秘密であると表示されていたことを認めるに足りる証拠はなく、その他、本件情報1について具体的な管理方法を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、たとえ就業規則において職務上知り得た機密事項（個人情報を含む）の外部への漏洩が禁止されていたとしても、営業秘密であると明示されていない本件情報1について、秘密管理していたとは認められない」

(2) 本件情報2の営業秘密該当性

「本件情報2は、本件システムに個別に記録されているところ、本件システムには、国内輸入業者ごとに本件情報2となる具体的な請求額とBLナンバーや出庫日等が区別されずに記載され、本件システムにログインした従業員であれば閲覧可能であったことが認められ、また、……本件システムには、反訴原告従業員のうち現業社員以外の約8割の従業員がアクセス可能であったことを併せ考慮すると、本件情報2が他の情報と区別して営業秘密であると表示されていたとは認められず、その他、本件情報2について具体的な管理方法を認めるに足りる証拠はない」

(3) 不法行為の成否

「確かに、……Ai……は、……Ciから一부분件各情報に相当する情報を取得しているとみる余地があるものの、……本件各情報が不競法2条6項所定の営業秘密に該当しない以上、それらの情報の取得及び使用それ自体が直ちに不法行為に該当するものとは認められない」

「ドンシン社の案件に関するものに

については、……反訴被告がドンシン社との取引を開始したのは、ドンシン社のEi社長からの打診を受けたことによるものであることからすれば、反訴被告及びその従業員が反訴原告からドンシン社の取引先を奪うなど、不正の利益を得る目的又は反訴原告に損害を与える目的でこれらの情報を取得したものであると認めることはできない。

その余のやり取りについても、単に反訴被告の業務のうち、輸入者側のフォワーダー業務に関する処理方法を照会するものや、具体的な内容が不明のものであって、これにより反訴被告にいかなる損害が生じ得るのか不明といわざるを得ず、これらの情報の取得をもって、反訴被告において殊更に不正の利益を得る目的又は反訴原告に損害を与える目的があったことを認めるに足りるものともいえない。

そうである以上、反訴被告及びDiの行為が違法なものということとはできないから、不法行為を理由とする反訴原告の請求は理由がない」

## 5. 考察

### (1) 秘密管理性

不競法上の「営業秘密」と認められるためには、対象となる情報を会社が秘密として管理していること（秘密管理性）が必要です（不競法2条6項）。

秘密管理性とは、具体的には、会社の従業員が「その情報は会社が秘密として管理しているのだろう」という認識を持たせる程度の情報管理体制が取られていることをいいます。例えば、社内の人事情報や経理情報については、社内アクセスできる者が制限され、

パスワードが設定されたり、ファイル自体に「厳秘」などの表示が付されたりするのが通常です。このような態様で管理されている情報であれば、従業員は、会社が秘密として管理しているであろうと認識することができますので、秘密管理性があると判断できます。

本件では、会社内で就業規則を定め、従業員に社内情報に対する守秘義務が課せられており、かつ、本件各情報が社内システム内で管理され、社外の間は容易にアクセスすることができない状況にあったとされています。このため、会社による情報管理が全くなかったというわけではありません。

しかし、営業秘密と認められるために必要な管理体制は、前述のとおり、会社の従業員が「会社が秘密として管理しているのだろう」という認識を持つレベルのものであります。判決文によれば、本件各情報は、情報自体に秘密表示がなく、ほとんど全ての従業員がアクセスできるようになっていたとされています。

このような状態の社内情報には、秘密性のあるものとならないものが混在していると考えられますので、本件各情報にアクセスした従業員にとっては、会社が秘密として管理していると明確に認識できる状況にはなかったといえます。

仮に、例えば小規模な会社において本件各情報が収益の源泉となるような極めて重要な情報であり、かつ、全社員

が業務の遂行上アクセスする必要があるなどの事情があれば、社内システムで管理されていれば秘密管理性が満たされると考える余地もあると思われませんが、そのような事情がなければ、秘密情報の管理体制が取られていると判断するのはなかなか難しいところです。

### (2) 不法行為該当性

本件でさらに注目されるのは、会社を辞めたAiらが元の職場関係者を通じて、反訴原告の社内情報を取得したという事情があるとしても、一般不法行為も成立しないと判断された点です。

積極的に内部の者を通じて元職場の取引に関する社内情報を聞き出していたという点に着目すると、自由競争の範囲を逸脱している側面があるとも考えられますが、本件ではその情報を使用して反訴原告の取引先（ドンシン社）と取引を開始し、顧客を奪取したという事情があったとはいえないことなどを理由に、不法行為の成立が否定されました。

営業秘密該当性が否定されると、情報を保護する価値が相対的に低いことが前提とされることになります。この場合に不法行為の成立を肯定するためには、単に情報の取得があったというだけでは足りず、行為の態様や行為者の主観に一定以上の悪性が求められると考えられます。そうすると今度は、不法行為の成立の主張立証が困難になりますので、結局、社内の重要な情報は、秘密として組織的に管理しておくことが大切です。

#### さとう やすひろ

2009年弁護士登録後、企業間紛争および知財法務に従事。特に、技術やデザインと英語が関わる紛争および交渉を扱う。2013～14年Sughrue Mion PLLC (DC) およびKenyon & Kenyon LLP (NY) 勤務。2020年KTS法律事務所共同設立。